

平成26年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：刑事法（配点：120点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問 (刑法)

Xは、自転車の前かごにブランドもののバッグを入れてゆっくりしたスピードで走行するAの姿を見かけ、無防備なAからバッグを盗ることができると思って、その後をつけた。Xは、信号待ちで停止したAの自転車の前かごからバッグをつかみとり、Aの進行方向とは反対に一目散に逃げた。バッグを盗られたAは、すぐにXを追いかけてやろうとしたが、角を曲がって姿を消したXを見失った。

Aは、最寄りの警察に行って被害届を出すことも考えたが、まだ近辺にXがいるのではないかと思い、付近の路地を行ったり来たりして人影がないか探していたところ、約15分経過し、バッグを盗られた地点から約500m離れた地点で、Aのバッグを肩からぶら提げて歩いているXを発見した。そこで、Aは、全速力で自転車を漕いでXに追いつき、Xの肩のバッグに手をかけようとしたが、これに気づいたXは、Aの胸をついてその場に尻餅をつかせた。バッグをもってなおも逃げるXを、Aが「泥棒。バッグを返さんか」等と言いながら再度自転車に乗り、追いかけてやろうとしているところへ、Xの友人のYが通りかかった。Yは、ふだん身につけないようなバッグを持ったXの姿を見て、実はAから奪ったのではないかと思ったが、Xに「助けてくれ」と懇願され、恐ろしい形相でXに迫るAを制止しようと、落ちていた角材をAの自転車の後輪のスポークに挟み入れて停止させ、そのはずみで自転車から投げ出されたAは、頭部打撲、顔面及び大腿前部の擦過傷を負い、治療に約1ヶ月を要した。X、Yの罪責を論じなさい。

(配点：70点)

(刑事法)

第2問 (刑事訴訟法)

次の問いに答えなさい。

問1 伝聞証拠の定義の代表的なものとして

①裁判所の面前での反対尋問を経ない供述証拠

②公判期日外供述を内容とする証拠であって、公判期日外供述の内容の真実性を立証するために提出・使用される証拠

がある。

①の定義に対しては、②の定義を採用する論者から、刑事訴訟法320条1項の規定に適合しないという批判がなされている。この批判の内容を具体的に説明しなさい。

問2 刑事訴訟法321条1項2号前段につき、信用性の情況的保障を要件として付加することによって、かろうじて合憲性を肯定しようとする見解がある。

(1) この見解が、同号前段の明文上の要件だけでは合憲性を肯定できないとする理由を説明しなさい。

(2) この見解を採用する場合、条文解釈として、刑事訴訟法321条1項2号ただし書を準用ないし類推適用することには無理があるとの指摘がなされている。具体的にどのような点に無理があると考えられるか、説明しなさい。

問3 刑事訴訟法321条1項2号後段につき、公判中心主義に反するなどとして、立法論としては削除すべきだとする見解がある。

同号後段の適用にあたっては、公判期日または公判準備において原供述者に対する証人尋問(反対尋問を含む)が実施されることが前提となっており、通常は公判期日に行われる。それにもかかわらず、なぜ公判中心主義に反するなどとして、同号後段の削除が主張されるのか。その論拠を説明しなさい。

(配点: 50点)